

## 行政訴訟をより分かりやすく、利用しやすくするための仕組み（検討参考資料）

### 第1 被告適格者の見直し

#### 1 見直しの考え方

被告適格を有する行政庁を特定する原告の負担を軽減し、訴えの変更などの手続をしやすくするため、抗告訴訟について処分又は裁決をした行政庁を被告とする現行の制度を改め、処分又は裁決（以下単に「処分」という。）をした行政庁の所属する国又は公共団体を被告とする。

#### 2 見直しの概要

##### (1) 被告適格者の定め方

取消訴訟の被告適格者について次のように定め、これを他の抗告訴訟に準用することとしてはどうか。

##### 国又は公共団体に所属する行政庁の場合

処分の取消しの訴えは、処分をした行政庁の所属する国又は公共団体を被告として提起しなければならないものとする。ただし、処分があった後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁の所属する国又は公共団体を被告として提起しなければならないものとする。

##### 国又は公共団体に所属しない行政庁の場合

処分権限を委任された指定機関（指定法人等）が処分をした場合など、国又は公共団体に所属しない行政庁が処分をした場合には、[第10条](#)によっては被告適格者を定めることができないので、処分をした指定法人等を被告として提起しなければならないものとする。

##### 及び [第10条](#) によっても被告適格者が定められない場合

法令の改正等により処分の権限を有する行政庁がなくなった場合など、及び [第10条](#) によっても被告適格者が定められない場合には、処分に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起しなければならないものとする。

## (2) 行政庁の特定

国又は公共団体を被告として取消訴訟を提起する場合には、原告は、処分をした行政庁を訴状に記載すべきものとしてはどうか。ただし、この記載がない場合又は誤っている場合でも原告に不利益はなく、この記載の有無又は内容にかかわらず、被告とされた国又は公共団体は、提訴後一定の期間内に処分をした行政庁を自ら特定しなければならないものとしてはどうか。

## (3) 被告適格者の特例

個別法において被告適格者を明確に定める規定が設けられている場合には、これらの個別法の規定の趣旨を個別に検討する必要があるのではないか（特許法第 179 条、海難審判法第 54 条等参照）。

## 第 2 抗告訴訟の管轄裁判所の拡大

### 1 見直しの考え方

国及び独立行政法人等の公共団体で国に準ずるものを被告とする抗告訴訟の管轄裁判所を拡大し、行政事件訴訟法第 12 条の定める現行の管轄裁判所に加えて、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも訴えを提起することができるものとする。

### 2 見直しの概要

抗告訴訟の管轄裁判所の拡大については、次のような制度とすることはどうか。

#### (1) 適用範囲

国を被告とする抗告訴訟のほか、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律が適用される独立行政法人等の法人を被告とする抗告訴訟についても、国に準ずるものとして、管轄裁判所を拡大する。

#### (2) 同種の訴訟に関する移送の規定の新設

同種の訴訟について判断の統一を図るため、新たな移送の規定を整備する（同種の訴訟の範囲をどのように画するかについては、十分な検討を要する。）。

### (3) 個別法による特例

個別法により管轄の集中が図られている場合（中央労働委員会の救済命令取消訴訟、特許等に関する訴訟等）は、(1)による管轄裁判所の拡大の対象とはしない。

## 第3 出訴期間の延長及び出訴期間等に関する情報提供（教示）

### 1 見直しの考え方

「処分があったことを知った日から3か月」とされている取消訴訟の出訴期間を6か月に延ばす。

行政庁が書面による処分又は裁決をする際、その相手方に対し、当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告となるべき者及び出訴期間並びに不服審査前置の定めがあるときはその旨を情報提供しなければならないものとする。

### 2 見直しの概要

出訴期間の延長及び出訴期間等に関する情報提供（教示）については、次のような制度とすることはどうか。

#### (1) 出訴期間の延長

「処分があったことを知った日から3か月」とされている取消訴訟の出訴期間(行政事件訴訟法第14条第1項)を、6か月に延ばす。

#### (2) 正当な理由がある場合の出訴期間の例外

行政事件訴訟法第14条第1項の出訴期間を不変期間と定める行政事件訴訟法第14条第2項の規定を改め、出訴期間内に取消訴訟を提起することができなかつたことにつき正当な理由があるときは、出訴期間を経過したときでも取消訴訟を提起することができることとする。正当な理由がある場合としては、例えば、出訴期間に関して行政庁から提供された誤った情報を信頼したために出訴期間内に取消訴訟を提起することができなかつた場合などが考えられるのではないか。

(3) 裁決を経た処分の取消しの訴えと当該裁決の取消しの訴えの出訴期間の統一審査請求に対する裁決を経た処分の取消しの訴えの出訴期間の起算日について、「裁決があったことを知った日又は裁決の日」(行政事件訴訟法第 14 条第 4 項)と定める現行の規定を改め、「裁決があったことを知った日又は裁決の日の翌日」として、当該裁決の取消しの訴えの出訴期間の起算日(同条第 1 項及び第 3 項参照)と同一にする。

(4) 出訴期間等の情報提供

行政庁が処分又は裁決を書面でする場合には、その相手方に対し、当該処分又は裁決の取消しの訴えの被告とすべき者及び出訴期間並びに法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときはその旨を情報提供しなければならないものとする。

なお、処分に関しては、これについての審査請求に対する裁決に対してのみ取消しの訴えを提起することができる旨の定めがあるときは(弁護士法第 16 条第 3 項、第 62 条第 2 項等)、不服審査前置の情報提供と同様の趣旨で、その旨をも情報提供しなければならないものとしてはどうか。

(5) 出訴期間等についての特例

出訴期間等について、個別法で行政事件訴訟法の特例が定められている場合には、これらの個別法の規定の趣旨を個別に検討する必要があるのではないか。